

非常災害時等の対応について

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

施設の休園（閉園）判断について

原則

札幌市が判断します。

例外

自然災害が発生し、子ども未来局に連絡が取れない場合等であって、即座に閉園（休園）しなければ施設運営の安全が確保できないと施設長が判断した場合には、施設を閉園（休園）することができます。



令和3年度に市が基準を整備し、
資料13-1のとおり施設あてに通知。

👉具体的にどのような場合に例外に該当するのか。

施設の休園（閉園）判断について

①施設所在地に避難情報等が発令されたとき

- ▶ 市の警戒レベル3以上 (高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)
- ▶ 気象庁の特別警報

開園時間内→閉園（保護者へお迎えを依頼）
開園時間外→休園

②市内で震度5弱以上の地震が発生したとき

- ▶ 保育提供の体制が整えられないと判断した場合

開園時間内→閉園（保護者へお迎えを依頼）
開園時間外→休園

このような事態が発生した場合に閉園（休園）となる可能性があることについて、事前に保護者へ周知してください。



施設の休園（閉園）後の対応について

①園児の安全を確保し、連絡が可能となったら

▶ 速やかに子ども未来局へ休園等の状況について報告してください。

②避難情報等の解除や、施設の被害状況、周辺状況及び職員の参集状況などに基づき保育の提供が可能と判断したら

▶ 速やかに開園して保護者へ情報提供するとともに、子ども未来局へ開園等の状況について報告してください。

被災状況の報告について

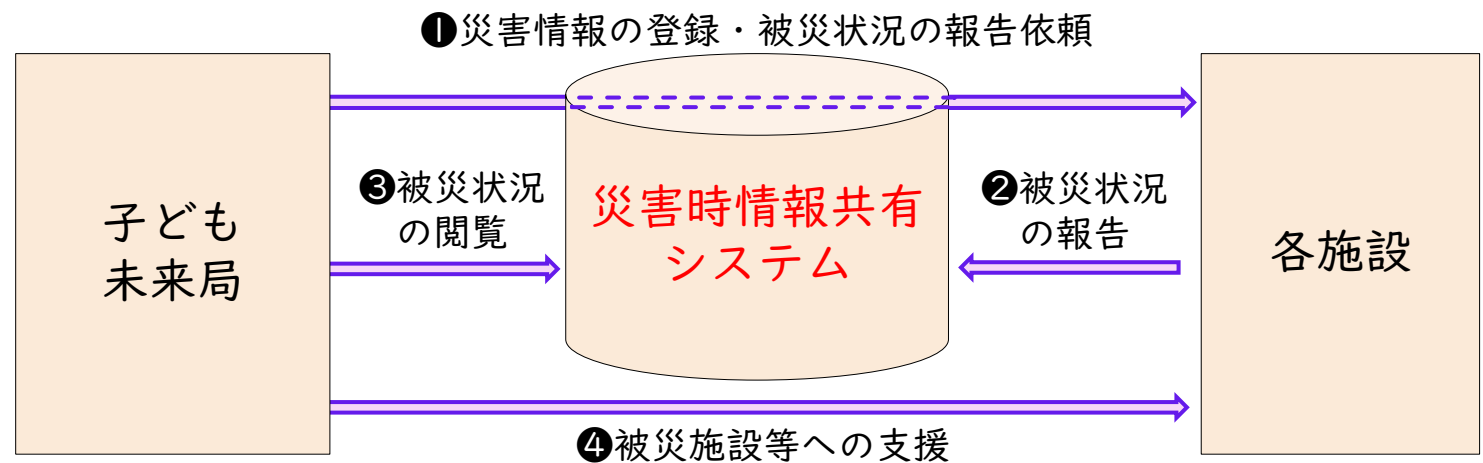
自然災害が発生した場合は、施設の休園（閉園）状況によらず、

災害時情報共有システムを通じて被災状況を報告する必要があります。

【災害時情報共有システムとは】

児童福祉施設等が被害にあった際、その状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的として、国が開発したシステム（令和3年度から運用開始）。

※システム運用イメージ



被災状況の報告について

被災状況の報告は、災害時情報共有システムに登録されているメールアドレスあてに依頼します。原則として年に一度、登録情報の確認を行いますので、各施設においては、システムに登録している以下の情報に変更がないか確認してください。

①電話番号

被災状況の報告と直接関係しませんが、緊急時に連絡を取ることができる施設電話番号以外の連絡先があれば報告してください。

②メールアドレス

平時に子ども未来局との連絡用として登録されているメールアドレスを登録していますが、その他緊急連絡先として任意のメールアドレスを登録したい場合は報告してください（最大2つまで）。なお、被災状況の報告依頼は双方のメールアドレスへ送付されるため、被災状況を二重報告することのないようご注意ください。

☞登録情報に変更が生じましたら、速やかに子ども未来局へご連絡ください。

非常災害対策計画の作成について

各施設においては、自然災害の発生に備えて「非常災害対策計画」を作成し、職員間で共有いただくとともに、定期的に内容の見直しを行ってください。

【非常災害対策計画に盛り込むべき内容】

- ・ 立地条件（ハザードマップでの位置付け等、施設所在地において特筆すべき事項）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（どのようなツールから情報を得るのか）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（子ども未来局、利用者、職員等にどのように連絡するか）
- ・ 避難を開始する時期、その判断基準（施設の休園（閉園）判断基準と相違しないこと）
- ・ 避難場所及び避難場所までの経路（所要時間、地図上の経路等）
- ・ 避難方法（利用者の年齢に合わせた方法とすること）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（参集方法、役割分担等）
- ・ 関係機関との連携体制（該当するものがある場合）